

2016年11月16日

東京都千代田区内幸町 1-1-3
東京電力ホールディングス株式会社
取締役会長 数土 文夫 様
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

横浜市鶴見区豊岡町 20-9
サンコーポ豊岡 505
よこはまシティユニオン
執行委員長 村野 元清

原発事故にともなう労務管理全般に関する要求書 44

ご多忙の中、誠意ある文書回答に敬意を表します。下記の通り改めて要求しますので、明確にご回答くださるようお願い致します。

1 腰痛の労災隠しの疑いについて

貴社が公表している「福島第一原子力発電所 2015年度作業災害一覧表」によると、39件の労働災害が発生していることを把握しているようだ。ところが、この中に1件も腰痛症が見当たらない。厚生労働省の統計によると、業務上疾病の8割を負傷に起因する疾病が占め、さらに9割以上が災害性腰痛である。少なくとも熱中症が12件も発生している職場において、誰も腰痛にならないというのは考えられない。一方で、建設現場等において、出血するような災害と比べてわかりにくいことなどから、腰痛を私傷病として取り扱い、労災請求させないケースが多くみられることが事実である。おそらく福島第一原子力発電所においても、同様の労災隠しが横行している可能性が高い。

- ① 貴社が福島第一原子力発電所において、腰痛災害が発生していないかどうかを調査すること。
- ② 少なくとも現場で発症した腰痛は労災であることを周知徹底して、他の労災同様に報告させるとともに労災保険請求を促すこと。

2 貴社社員の労災請求について

新聞報道によると、貴社で福島第一原子力発電所事故の賠償業務に携わった一井唯史さんが、過重労働でうつ病になったとして、労災申請した。一井さんは、すでに2014年4月に「うつ病」と診断され休職しているが、貴社は休職期間満了を理由に16年11月5日で解雇すると通知している。ちなみに2014年6月30日付の回答で貴社は、数名程度の社員が精神疾患で労災認定されていると回答している。たしかに労災保険請求するかしないかは労働者本人が決めることであるとはいえ、わざわざ解雇間近まで請求しないのは、貴社が正しく労災補償制度を労働者に伝えていないからではないか、また同じように精神疾患で労災認定されている事実すらきちんと社員にすら伝えていないからではないかと考える。

- ① 貴社が精神疾患で休職していた一井さんに対して、なぜ労災保険請求を促さなかったのかを明らかにすること。
- ② 2014年7月以降に精神疾患で労災認定された貴社社員がいるかいないか、いるのであれば何人であり、計何人が労災認定されたのかを明らかにすること。

3 日本語が十分理解できない労働者について

11月7日の毎日新聞等で、福島第一原子力発電所の廃炉作業に、多数の日系ブラジル人労働者が働いていたことが報道された。20年以上前から、さまざまな現場で日系南米労働者が重要な作業に従事しており、あたかも「日本人がいないから」とか「在留資格上問題がないから」といった的外れな主張にユニオンは与するものではない。問題は、やはり「偽装請負」と「不十分な安全教育」である。おそらく貴社が毎年実施しているアンケートに多くの日系南米労働者は回答できていない可能性が高い。

- ① 外国人労働者に限らないとはいえ、偽装請負の実態がないかどうかを、労働者へのアンケートなどの方法とは異なるやり方で改めて調査し、その結果を発表すること。
- ② 安全教育においては、労働者の母語で理解できるようにして、母語による試験を受けさせるようにすること。なお、必要な通訳は労働者を雇用する会社ではなく、貴社が責任をもって配置すること。

4 上記1～3項の要求に対して、2016年12月14日までに文書回答すること。

以上